平成25年12月26日

関係団体　各位

神奈川県環境農政局環境部廃棄物指導課長
（公　印　省　略）

電子マニフェストシステム利用料金の改定に係る周知について（依頼）

本県の産業廃棄物行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際には、産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）を交付する必要があります。

このマニフェストを通信ネットワーク上で管理する仕組みである「電子マニフェスト」には、事務処理の効率化、法令の遵守、データーの透明性といったメリットがあります。

このたび、別紙のとおり、電子マニフェストの加入促進の観点から、平成26年1月1日に公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが加入料の廃止をすることとなりました。

また、平成26年4月1日の消費税率改正に伴い、利用料金は新税率（8％）を適用することとなります。つきましては、貴団体会員への周知について御協力をお願いします。

お問い合わせ先
指導グループ　青木
電話045-210-1111　内線4161

日廃振セ発第589号
平成25年12月19日

各都道府県・各政令市
産業廃棄物行政主管課長　殿

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
理事長　岡澤　和好

電子マニフェストシステム利用料金の改定について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当センターの事業推進につきましては、日頃より格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、電子マニフェストの加入促進の観点から平成26年1月1日に電子マニフェストシステム利用料金の加入料を廃止することといたしました。

また、平成26年4月1日の消費税率改正に伴い、電子マニフェストシステム利用料金は新税率（8%）を適用することといたしました。

つきましては、関係者への周知方ご協力賜りますようお願い申し上げます。

［添付資料］

1．電子マニフェストシステム利用料金新旧対照表
2．料金改定のお知らせ
3．消費税率の引き上げに伴う料金変更について

［掲載ホームページURL］

http://www.jwnet.or.jp/jwnet/payment/index.html

［問合せ先］
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
情報処理センター　業務推進部　須賀、鶴島
電話.03-5275-7113

電子マニフェストシステム利用料金新旧対照表

（現行）

別表１　利用料金表

（単位：円）（税込）

加入区分	電子情報処理組織使用事業者		運搬受託者	処分受託者		
加入単位	原則事業場単位		業者単位	事業場単位		
利用機能区分	１次登録		報告	報告	報告・２次登録	
料金区分	Ａ料金	Ｂ料金			Ａ料金	Ｂ料金
加入料	3,150	3,150	3,150	3,150	3,150	3,150
基本料（年額）	25,200	2,100	12,600	12,600	25,200	12,600
使用料（単価）	10.5	31.5	0	0	10.5	31.5

（注１）（略）

（注２）加入料　：　加入時のみ収受する料金。

なお、電子情報処理組織使用事業者が、「Ｂ料金」から「Ａ料金」に区分変更する場合は、差額を収受する。

基本料　：（略）

使用料　：（略）

以下（略）

（注３～５）（略）

別表２　初年度における利用開始日の属する月別の基本料表

（単位：円）（税込）

利用開始日の属する月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
・排出事業者Ａ ・処分業者Ａ	25,200	23,100	21,000	18,900	16,800	14,700	12,600	10,500	8,400	6,300	4,200	2,100
・収集運搬業者 ・処分業者（報告のみ） ・処分業者Ｂ	12,600	11,550	10,500	9,450	8,400	7,350	6,300	5,250	4,200	3,150	2,100	1,050
・排出事業者Ｂ	2,100	1,925	1,750	1,575	1,400	1,225	1,050	875	700	525	350	175

※「排出事業者Ａ」とは、別表１において加入区分が「排出事業者」、料金区分が「Ａ料金」、をいう。以下同じ。

（改正後）平成26年1月1日適用

別表1　利用料金表

（単位：円）（税込）

加入区分	電子情報処理組織使用事業者		運搬受託者	処分受託者		
加入単位	原則事業場単位		業者単位	事業場単位		
利用機能区分	1次登録		報告	報告	報告・2次登録	
料金区分	A料金	B料金			A料金	B料金
基本料(年額)	25,200	2,100	12,600	12,600	25,200	12,600
使用料(単価)	10.5	31.5	0	0	10.5	31.5

（注1）（略）

（注2）削除

基本料　　：（略）

使用料　　：（略）

以下（略）

（注3～5）（略）

別表2　初年度における利用開始日の属する月別の基本料表

変更なし

（改正後）平成26年4月1日適用

別表1　利用料金表

（単位：円）（税込）

加入区分	電子情報処理組織使用事業者		運搬受託者	処分受託者		
加入単位	原則事業場単位		業者単位	事業場単位		
利用機能区分	1次登録		報告	報告	報告・2次登録	
料金区分	A料金	B料金			A料金	B料金
基本料(年額)	25,920	2,160	12,960	12,960	25,920	12,960
使用料(単価)	10.8	32.4	0	0	10.8	32.4

（注1～5）（略）

別表２　初年度における利用開始日の属する月別の基本料表

（単位：円）（税込）

利用開始日の属する月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
・排出事業者Ａ ・処分業者Ａ	25,920	23,760	21,600	19,440	17,280	15,120	12,960	10,800	8,640	6,480	4,320	2,160
・収集運搬業者 ・処分業者 （報告のみ） ・処分業者Ｂ	12,960	11,880	10,800	9,720	8,640	7,560	6,480	5,400	4,320	3,240	2,160	1,080
・排出事業者Ｂ	2,160	1,980	1,800	1,620	1,440	1,260	1,080	900	720	540	360	180

※　「排出事業者Ａ」とは、別表１において加入区分が「排出事業者」、料金区分が「Ａ料金」、をいう。以下同じ。

電子マニフェスト
加入料廃止のお知らせ

電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップが平成２５年１０月に公表され、その達成目標は「平成28年度において電子マニフェスト普及率（利用割合）を50%」とされており、電子マニフェストについて一層の普及拡大が求められています。

この度、普及をさらに加速させるため、平成26年１月１日より料金を改定し、加入料を廃止することといたしました。

●適用日：平成 26 年 1 月 1 日

●料金改定の内容：加入料 3,150 円　⇒　廃止

自然にやさしいネットワーク

JWNET
Japan Waste Network.®

＜お問合せ＞
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
情報処理センター　業務推進部
TEL：0800-800-9023(通話料無料)
FAX：03-5275-7112
ホームページ　http://www.jwnet.or.jp/jwnet/

電子マニフェスト利用料金

【排出事業者】

排出事業者の加入単位：排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など　（税込）

利用区分	A料金	B料金	少量排出事業者団体加入料金（C料金）
加入料（加入時のみ）	⇒ 廃止	⇒ 廃止	⇒ 廃止
基本料（1年間）	25,200円	2,100円	不要
使用料（登録情報1件につき）	10.5円	（66件まで無料）31.5円	31.5円
利用区分の目安となる年間登録件数	1,200件以上	1,199件まで	—

【収集運搬業者】

収集運搬業者の加入単位：業者単位で加入（複数加入も可）（税込）

利用区分	収集運搬業者
加入料（加入時のみ）	⇒廃止
基本料（1年間）	12,600円

【処分業者】

処分業者の加入単位：処分事業場単位。（同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能）　（税込）

利用区分	処分業者				
	①処分報告機能のみ	②処分報告機能＋2次登録機能		③2次登録機能のみ	
		A料金	B料金	A料金	B料金
加入料（加入時のみ）	⇒ 廃止	⇒ 廃止	⇒ 廃止	⇒ 廃止	⇒ 廃止
基本料（1年間）	12,600円	25,200円	12,600円	25,200円	2,100円
使用料（登録情報1件につき）	—	10.5円	（66件まで無料）31.5円	10.5円	（66件まで無料）31.5円
利用区分の目安となる年間登録件数	—	700件以上	699件まで	1,200件以上	1,199件まで

※基本料の1年間の金額は、4月から翌年の3月末までの期間に適用されます。年度の途中で加入する場合、初年度の基本料は月割りで請求いたします。（B料金の方は、無料登録件数も異なります）詳細はJWNETホームページをご覧ください。

消費税率の引上げに伴う料金変更について（平成 26 年 4 月 1 日適用）

平成 26 年 4 月 1 日の消費税率改正（引き上げ）に伴い、電子マニフェストシステム利用料金は新税率（8%）を適用し、以下のとおり変更いたします。

平成 26 年 4 月 1 日適用

電子マニフェストシステム利用料金表（税込み）

●排出事業者

		変更前 →	変更後
A料金	基本料／年	25,200 円	25,920 円
	使用料／件	10.5 円	10.8 円
	利用の目安となるマニフェスト登録件数	年間 1,200 件以上	年間 1,200 件以上
B料金	基本料／年	2,100 円	2,160 円
	使用料／件	66 件まで無料 31.5 円	66 件まで無料 32.4 円
	利用の目安となるマニフェスト登録件数	年間 1,199 件まで	年間 1,199 件まで
団体加入（C 料金）	基本料／年	—	—
	使用料／件	31.5 円	32.4 円

●収集運搬業者

		変更前	変更後
収集運搬業者	基本料／年	12,600 円	12,960 円
	使用料／件	—	—

●処分業者

		変更前	変更後
報告機能	基本料／年	12,600 円	12,960 円
	使用料／件	—	—
報告機能 ＋ 2 次登録 A料金	基本料／年	25,200 円	25,920 円
	使用料／件	10.5 円	10.8 円
	利用の目安となるマニフェスト登録件数	年間 700 件以上	年間 700 件以上
報告機能 ＋ 2 次登録 B 料金	基本料／年	12,600 円	12,960 円
	使用料／件	66 件まで無料 31.5 円	66 件まで無料 32.4 円
	利用の目安となるマニフェスト登録件数	年間 699 件まで	年間 699 件まで

【基本料】・・・年 1 回（毎年）

【使用料】・・・マニフェスト登録件数 1 件（件数ごと）